

新型インフルエンザ等対策本部の開催方針について

新型インフルエンザ等対策本部については、下記の開催方針に基づき開催することとする。

記

1 緊急事態宣言解除に伴う対応

⇒ **法令設置から任意設置へ切り替え**

- (1) 会議の名称は、「新型インフルエンザ等対策本部」を継続する。
- (2) 構成メンバーの「病院局長」については、情報共有の観点から対策本部会議に継続して参加する。

2 開催日等

- (1) 今後の本部会議については、定期的に月2回、庁議終了後に開催する。
- (2) 石巻圏域で新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合は、随時開催する。
- (3) 石巻圏域外で新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合は、原則として開催しないが、石巻市民等に濃厚接触の疑いがある場合等は、随時開催する。

新型インフルエンザ等対策本部日程表

区 分	新型インフルエンザ等対策本部	
第11回	令和2年6月9日（火）	防災センター多目的ホール
		庁議終了後
第12回	令和2年6月30日（火）	防災センター多目的ホール
		庁議終了後